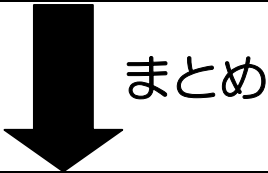


第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「小規模集落等対策」

条例案
①市は、自治会等の地域コミュニティでの地域活動が困難となっている小規模集落等において、市民主体のまちづくりに取り組むことができるよう制度を整備し支援に努めなければならない。
②市は、小規模集落等に居住する市民が、生活していくために必要な商店及び病院等との距離に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
③前2項に規定する制度に関し、必要な事項は別に定める。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
条文案1項2項ともに、市に頼る形なので、市もする住民もするといった考えから、併せる形でまとめてはどうか。	財政的な援助というよりも、見守り体制が心配である。	小規模集落というのは、今後どこでも起きてくることが一番問題である。	小規模集落の定義付けをどうするか。	小規模集落という言葉は、もともと限界集落という言葉が全国的にでてくる中、大分県ではその言葉自体が良くないとの考えから、小規模集落対策として表現している。
主語に、「住民は」・「小規模集落の住民は」・「集落の組織は」として、それに対して市が支援することができるとしたらどうか。	地域でやろうとしたができない部分もある。その部分だけ市に頼む内容に。	若者がその集落にいるとは限らない。いまでも高齢者だけの集落も実際にある。		小規模集落→高齢化率50パーセント以上の地域
「制度を整備して」とあるが、「できるよう支援に努めなければならない」・「努めるもの」でどうか。	困難な地域があるから支援する考えでは市の財政的な支援を増やすことになるので、行政が立ち入るところではない。	これから高齢化は進む。地域でその時代に応じて変えていくことが大事である。	小規模集落等の「等」には何が含まれるのか。	「等」＝「小規模集落」として書いてしまうと、高齢化率50%以上と定義されてしまうので、全市域をとらえるために「等」を入れている
第1項は、積極的な活動に対する支援。第2項は見守りのような話である。	昔どおり全てできないので、話し合いを通じ工夫し乗り越えられる部分がある。その工夫の追求が十分にされていない。	話し合う工夫すらできない地域が存在してきたので、この条文が必要である。		
	自治会という広い範囲だと市内は数箇所だが、集落として考えるとまだ多くある。			



① <自治の基本原則>の項目に、「まず自分でできることは自分でやる、できないことを家族でやり、それでできないことを地域でやる。」を入れ込む。
② ①を入れ込む前提として、しかしそればかりではやっていけない部分がどうしても残るので、やっていけない部分を市民の主体性を第一にし、できないから市が参画するニュアンスで表現し、説明文で謳う。
③ 説明書きの一行目で、「第何条何項で述べたとおり、あくまでこの条例の基本原則は、自分達でできることは自分達でやることが大原則である。しかし、それでもやっていけない地域が現に存在しつつある」その結果、この条文となる。と説明書きで謳う。
④ この条文全体の位置付けを、説明の一行目二行目で明文化して、そのうえで、条文の中身の説明をするようにする。
⑤ <自治の基本原則>、<地域のコミニュティの役割>、<小規模集落等対策>の項目に盛り込む内容の整理が必要である。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「子どもの健全育成及び権利」

条例案
①市及び市民は、子どもが将来の市を担う大事な存在であることを認識し、安全の確保や歴史等の教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。
②子どもは、年齢にふさわしい範囲でまちづくりに参加する権利を有するものとする。
③市は、まちづくりに関する子どもの意見を参考にすることができるよう、仕組みの整備に努めるものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
条文案の①はまちづくりの理念とかに入り込んでいくような内容ではないか。	年齢の定義が重要になるのは、定義次第で話が違ってくる。	説明文の、「年齢に応じたまちづくり参加権を有する」ことを明らかにするべきです。	子どもの年齢の定義の必要性というのは、住民投票との絡みということか。	住民投票との関係までは考えていない。
1 項の「市及び市民は」というところには、「事業者や地域コミュニティ」など子ども見守り、子ども健全育成に努めるものとする書き方でどうか。	住民投票権を18歳以上に与えているのは、「子ども」は住民投票権はないけど、さまざまな権利として何らかの機会を与えている。	参政権という言葉は、一般的に政治に参加する権利で、その中核に選挙権、被選挙権がある。しかし参政権イコール選挙権ではない。	わざわざ年齢を入れるということは、いったい何を意味するのか。	奥州市については、自治基本条例の制定と同じく住民投票条例を制定している。その中の投票資格者で、満18歳以上としているので。
子ども見守り、子ども健全育成を入れ込むのであるなら、2 項、3 項が先にきて、その次に今の1 項が来る形。	子どもに権利を与えてしまうと、勝手なことを言い、秩序が混乱するイメージがある。だからイメージの延長線上に子どもに権利を与えることはしたくないという発想で、子どもに関する条文は入れるべきではない意見が多くある。	「まちづくり参加権」が当然参政権の一つだと考えるべき。	本来入れる必要はないのですが、敢えて入れている理由がわからない。	・義務教育が終了して社会人として働くことができる年齢 ・子供の権利条約での定義から（国際的定義） ・他の法令による取り扱い（児童福祉法） ・世界の潮流（18歳以上の選挙権）
年齢についての記述は、「年齢に応じて」、「年齢にふさわしい」が良いのでは。	この条例の意義として、住みよいまちづくりの観点からすると、子どもの年齢を入れる必要はない。	廣瀬淡窓の話で教育の中で歴史を学ぶことの大切さを自治基本条例に盛り込んでみてはどうかという話もあった。		
この条文案のような書き方をすると、投票権は与えない意味になるので、ふさわしくない。	この会議では、子どもというのは地域の宝であり、地域を担っていく大事な存在から、そこに権利などをきちんと明記しておくべきだという議論だった。	説明欄の最初に、世代間交流の話と、廣瀬淡窓の話が一緒になっている。話が結びつかないので、分けた方がいい 世代間交流イコール学校教育とはいえない。		
2 項、3 項を先にし、1 項を最後に回すのであれば、権利を先に書くことになるので、この項目の名称も考え直すべき。	奥州市は、「満18歳未満の市民をいう」としている。	廣瀬淡窓の教えの中で、現代に通じるものをきちんと活かし、それを盛り込んでいければいいのではないか。		
一般的には、権利を先に書いて、その為の環境整備を書く順番。	北九州市は年齢について書いていない。			
廣瀬淡窓の話は、入れるのであれば前文。				

↓
まとめ

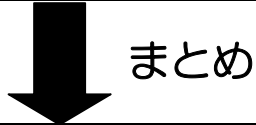
① 全体の構成として、基本的権利が最初に来て、健全育成をするという論理的循環になる。「子どもの健全育成及び権利」というタイトルの順序も、条文の並びと併せて逆にするべき。
② 1項は、「市及び市民」だけではなく、「事業者とかコミュニティ」も主語に入ってくる必要がある。また、「市と市民」が並んでいるが分けた方がよい。内容が意図とずれているので修正し、最後に謳う。
③ 2項については、「年齢にふさわしい範囲」という表現では範囲が限定化するので、「年齢に応じて」などの修正する。
④ 3項については、子どもの主体性、権利制を全面にだし、意見を表明できるような整備、それにふさわしい環境を整備するなどの条文にする。
⑤ 説明文について、まず順序を変える。世代間交流の話と、廣瀬淡窓の話に分ける。
⑥ 「まちづくり参加権」の説明について、参政権の言葉使いがやや不正確なので修正をする。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市長の責務」

条例案
①市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
②市長は、市の将来像を明らかにするとともに、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び世代間の負担の公平化が図られるよう努めなければならない。
③市長は、市民への説明責任を果たさなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
今の条文案は、概ね書かれていることはよいが、論点が抑えきれていない。	主な論点は、首長の行うべきことや、統率力指導力などが書かれ、また多選禁止をどうするか。	人材育成、人事政策などを入れ込むと後々役に立つ。自治基本条例で市長の責務として、尊重する意味が入るといい。	市として、市長の定義のようなものはないのでしょうか。もし市が決めているのがあれば、照らし併せる必要がある。	市として特に定めたものはない。
市民への説明責任を果たさなければならないとある、開かれた部分として考えればいいかもしれないが、条例に載せなくてもいいのではないか。	このワーキンググループでも「たらいまわし」の意見も出ているので盛り込んでもいい。	ワーキンググループでこれだけの意見が出たということも、是非入れておいたほうがいい。		地方自治法には、権限などを書いており、地方公共団体の長は、統括する地区を代表するとか、事務を管理し執行するなどは規定していますが、「こうあるべきだ」とかは書いていません。
説明責任を果たすのは当然だから、条文案の1項に含まれる。	多選自粛を入れてしまうと制約してしまうことになるので、具体的な制度の方向性を規定することは謳わない方がいい。	あまり公平ということを、ここで謳ってしまうと、小規模集落等の項目にも関係してくる。	「行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び世代間の負担の公平化」政策を縛るようなことは入れない方がよいといいました が、特に問題ない認識でよいか。	本来行政は公平でなければならない。世代間の負担が不公平でいいとはならない。何が公平かは政治で決まるので、条文案のように表現にしたことで、縛りにはならない。
市長の説明責任の部分を「わかりやすい説明をする」表現を入れるべき。	職員として働く中で、「これはどうにかしないとおかしいので改善する」というときの手かかりを、市長の責務とかに入れ込んでいくべき。	法律的な事を、作る場合に主観の違い、理解の違いで、いろいろな立場がとれるような文言は入れるべきではない。	信託と負託は法律的にどうなんでしょうか。	信託は、あくまで我々が制度を作るとき、一定の社会契約を作り、自分たちの在任期間に制度を作ること。 信託した期間に対して、一定の思いを負託するとなる。 信託はあくまで、社会契約に基づくことを表明すること。
説明責任というのは相手が理解しないと意味がない、伝わらないと意味がないので、わかりやすい説明責任、わかりやすい言葉を入れる。	三鷹市、「市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない」というもの。	函館市の場合第3項で、「地域の魅力を高め、積極的に発信しなければならない」。市長は対外的な交渉とか、外にアピールするイメージをだしている。		
条文案の信託に応えというにはおかしいのでは。あくまで立場、地位は信託に「域」しているが、条例案は市民の負託になる。	鳥取市、第3項で「人材育成をする」と強調。第4項で、「連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます」というところ。縦割り行政を改善することを市長の責務としてあえて明記している。	阿賀野市、「市民参画の機会の保障を明記している」。		



まとめ

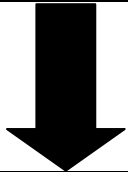
① 条文案の1項については基本的によいが、「市民の負託に応え、若しくは、その地位が市民の信託によるものであると自覚しながら、市民の負託に応える」と信託と負託の表現を両方使うのもよい。
② 条文案2項の公平性というよりも、函館市の第2項を参考にする形で謳う。
③ 条文案3項については、説明責任を果たす方法とし「わかりやすい言葉」の表現を入れる。また、セクショナリズムの問題と、人材育成、人事政策等々について、適切にを条文を加える。
④ 説明文についても修正をする。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「職員の責務」

条例案
①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
②市の職員は、市民の視点に立ち、市民から提案された意見や課題等の解決に取り組むものとする。
③市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
2項は、「市民からの相談時にできない理由ではなくて、できる方法を探す」ということ。条文案の書き方をもう少しわかりやすい言葉にする。	「市民全体のために働く者として認識をもつ」との表現がいいのか、「市民本位」、「市民自治」などの言葉を入れ、あくまでも市民が主人公で市民と共にやっていく事を入れ込んだほうがいいのか。	薩摩川内市、職員は「自己研鑽をする」。市民の活動をバックアップするといことで「まちづくりの支援」を書いている。		
3項について、これは日田市の特徴的なところで、自分自身も地域社会の一員であるという当たり前の原点を見つめ直すのがこの趣旨。	「自らも地域社会の一員であることを自覚し」ということは、自治体の職員の事を表している。職員が市民の一員に入らないことになる。	越前市、市民自治の本質を理解してということ。市民との信頼関係づくりに努めるなどが特徴。この市民との信頼関係づくりの部分がどこの自治体も表現として弱い。		
2項の「市民から提案された意見や課題等の解決に取り組む」部分で、まともな意見や課題については適切に回答し、理不尽な、無理な要件については断わる内容の記述を追加した方がよい。	職員である前に市民であるという自覚を持つというのは職員の部分。	四国中央市、「自己研鑽と職務遂行で創意工夫をします」が特徴		
	地域活動に参加することは、地域の担い手として必要なことで、関連するが分けた方がはっきりする。	岸和田市、「市民本位」という言い方が特徴		



まとめ

①
②
③
④